

# 保護者の方のための就学支援Q&A



問い合わせ先  
藤枝市教育委員会  
教育政策課  
TEL 054-643-3135

## Q1 就学支援についての相談はいつからできますか？

お子様が年長になってから具体的な話になりますが、お子様の状況で気になることがあって、早い段階から小学校入学後のことを考えていきたいと思われる場合は、園を通してか又は直接教育政策課に電話をいただくこともできます。毎年4月に教育委員会主催の「特別支援教育説明会」を開催しています。

## Q2 就学支援で相談できる内容はどんなことですか？

お子様の状況で気になることがあって、通常学級に入るのがいいのか。特別支援学校や特別支援学級で少人数の中での指導をうけるのがいいのか。言語通級指導教室や発達通級指導教室で週に1回の指導をうけるのがいいのか。という内容や、もし通うとしたら今後の流れはどうなるのかについて相談ができます。

## Q3 特別支援学校と特別支援学級の違いはなんですか？

特別支援学校と特別支援学級では対象としているお子様の障害の程度や種別によって違います。藤枝には藤枝特別支援学校（知的・知的肢体重複）があります。特別支援学級は児童・生徒8人に対して1人の教員が配置されますが、特別支援学校はそれよりも少ない人数で1人の教員が配置されます。どちらの学校に行く場合でも、お子様の状況を考慮した藤枝市就学支援委員会の審議結果がベースとなりますが、最終的には保護者の方の考えが尊重されます。

## Q4 特別支援学級はどんな種類の学級がありますか？

藤枝市の学校には、以下の3つの種類の特別支援学級があります。入級する場合は、藤枝市特別支援学級学区規定により、指定通学区域の学校となります。

### ・知的障害特別支援学級

対象となるのは、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので」です。

### ・自閉症・情緒障害特別支援学級

対象となるのは、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので」「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので」です。

### ・肢体不自由特別支援学級

対象となるのは、「補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもので」です。

Q5 「知的障害特別支援学級」及び「自閉症・情緒障害特別支援学級」では、どのような学習をしていますか？

- ・**知的障害特別支援学級**では、特別の教育課程（学びの内容）を編成した上で、小集団の学習環境を整備し、自立活動や個別対応による指導を行ったりしています。子どもの障害の程度等から、特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成することが認められています。
- ・**自閉症・情緒障害特別支援学級**では、人との関わりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めています。通常の学級に在籍する子どもとの交流及び共同学習を適切に進めたりします。教育課程は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領によるものです。ただし、通常の教育課程では十分に学習の成果を上げることが困難な場合は、一部下学年の内容を扱うことがあります。
- ・**肢体不自由特別支援学級**では、身体の困難の程度にあわせて指導を行います。教育課程は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領によるもので、通常の学級と同じ内容の学習を行います。いずれの学級の場合も通常の学級に在籍する子どもとの交流及び共同学習を適切に進めています。

Q6 特別支援学校に入学する場合や特別支援学級に入級する場合は、いつごろまでに決定していければいいのですか？

入級や入学を希望する全てのお子さんが入級・入学できるわけではありません。特別支援学校や特別支援学級への就学については、保護者の方の意見を十分に伺うと共に、「藤枝市就学支援委員会」において教育や医学や心理学等の専門家の意見を伺いながら、7月末日か9月末日までに審議結果をお伝えします。その審議と並行して、支援学級や支援学校の説明会や参観及び体験を行いますので、そこに参加していただき、特別支援学校の場合は9月特別支援学級の場合は11月頃までに決定していただくことになります。その過程では園や学校や教育委員会が保護者の方の相談にのり、お子さんの適正就学について決定していきたいと思えます。

※自閉症・情緒障害特別支援学級に入級が決定した場合には、医師の診断書または意見書が必要となります。

Q7 就学後に通常の学級から特別支援学級に、または特別支援学級から通常の学級に移る（転籍する）ことはできますか？

一旦就学した後でも、1年間を経過していれば通常の学級と特別支援学級の間で転籍することは可能です。しかし、就学してすぐに転籍することや転籍を繰り返すことは、お子さんの学びにとって適切であるとはいえません。学習内容や支援の方法を検討し、お子さんにとって最適な学びの場を考えていくことが大切だと思います。

Q8 「通級指導教室」とはどのようなものですか？入級するためにはどうしたら良いですか？

藤枝市には「言語通級指導教室」と「発達通級指導教室」があります。希望される場合は、園や学校にまず相談してください。内容は以下の通りです。

### (1) 言語通級指導教室

発音の誤りや話し言葉のリズムがとりにくかったりする児童や人前で話すことが苦手だったり聞き取りが苦手だったりする児童が対象となります。通級児童は主に小学校1・2年生です。希望が多数の場合は待機となります。

### (2) 発達通級指導教室

対人関係に困り感を抱えていたり、読み書き算数が苦手だったりする児童が対象となります。保護者の方からの希望があった場合、お子さんの状況を把握し、藤枝市専門家チーム会議での審議を経て入級となります。対象児童が多数の場合は待機となる場合もあります。入級が決定した場合は、医師の診断書または意見書が必要となります。